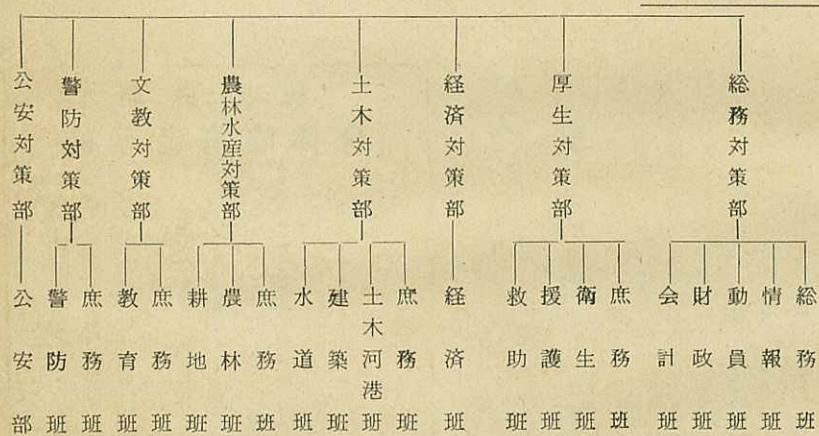


防災会議条例制定される

伊万里市災害対策本部編成表

災害対策本部長
(市長)
副本部長
(助役、収入役)
本部会議
(本部長、副本部長
各対策部長)



この法の目的は、國土ならびに國民の生命、財産を災害から保護するため、防災に関する國、市町村およびその他の公共機関を通じ必要な体制を確立し、その責任をあきらかにするため規定されました。

なお基本法にもとづいて防災計画の作成、災害予防、応急対策、復旧および財政、金融措置、その他必要な災害対策の基本法を定め、総合的、計画的な防災行政の整備と推進をはかり社会の秩序と公共の福祉の確保に資することにあります。

年四月一日、伊万里市防災会議において防災計画を作成し、これを実施し、推進することになつております。

いよいよ本部会議で、

防災会議の意見を聞いて、

伊万里市の災害予防および

防災の推進をはかるため、

防災会議の意見を聞いて、

伊万里市の災害予防および

